

各都道府県介護保険担当課（室）

各 介 護 保 險 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 介護制度改革本部

介 護 制 度 改 革 INFORMATION

今回の内容

介護保険法等の一部改正（平成18年10月1日施行）

に係る実施内容について

計 5 4 枚（本送信票除く）

vol. 133

平成18年9月29日

厚生労働省介護制度改革本部

〔貴都道府県内市町村及び関係諸団体に
速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。〕

事務連絡
平成18年9月29日

都道府県介護保険担当主管課（室）御中

厚生労働省老健局介護保険課

介護保険法等の一部改正（平成18年10月1日施行）に係る実施内容について

介護保険制度の円滑な推進について、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月1日からの介護保険法等の一部を改正する法律（平成17年法律第77号）等の施行に伴い、年金保険者において特別徴収の対象者を年6回把握し、原則として、その半年後から特別徴収を行うこととしています。また、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の施行に伴い、介護保険に関する適用除外施設に関する規定の整備等も併せて行うこととしています。については、今回の施行に係る介護保険法施行令及び介護保険施行規則の新旧対照表を添付しますので、ご査収ください。

なお、特別徴収の開始時期の複数化に係る改正については、別添のとおり施行に向けての事務処理スケジュール等、実施に当たり必要な情報を提供します。

つきましては、管内市町村等に周知していただき、資料を参考に事務を進めていただきますよう、格別のご配慮をよろしくお願ひ致します。

<照会先>

厚生労働省老健局介護保険課企画法令係
TEL03-5253-1111（内線）2164

(別添)

特別徴収の開始時期の複数化について

- 本年10月1日から、年金保険者は年金の受給月に合わせ、特別徴収の対象者を年6回（4月、6月、8月、10月、12月、2月）捕捉することとしている。（平成18年10月1日施行の介護保険法第134条第1項から第6項までに規定。）
- これを受け、特別徴収の開始時期も複数化される。具体的には、対象者として捕捉された月の半年後からの特別徴収開始（年6回）を原則とする。
ただし、6月捕捉又は8月捕捉については、既に当該年度分の保険料額が確定し、普通徴収による納付書が発送されていることが考えられる。普通徴収と特別徴収の重複請求を回避するため、市町村の判断により年4回（4月、6月、8月、10月）とすることも可能としているところ。（平成18年10月1日施行の介護保険法第135条第1項から第3項までに規定。）
- <留意点>
 - ・ 6月捕捉又は8月捕捉における特別徴収の開始時期（12月又は2月）を延期する場合、翌年4月からの実施となる。（6月捕捉について翌年2月からの実施はない。）
 - ・ 6月捕捉又は8月捕捉における特別徴収の開始時期を延期する場合、全ての対象者が延期されることとなる。（一部の者のみを延期する取扱いはない。）
- 実施内容については、平成17年12月19日に開催した全国介護保険・老人保健事業担当課長会議資料（P123～P135）においてお示したところであるが、今般、施行に向けての事務処理スケジュール等をお示しする。

1. 特別徴収の事務処理スケジュール

- 現行の4月捕捉（10月開始）における年金保険者から市町村に対する通知、及び市町村から年金保険者への徴収依頼の通知については、従来どおりの期日とする。
- 法第134条第2項から第6項までに規定する新たな捕捉時期における各通知の期日については、年金保険者及び市町村の事務処理の負担を勘案するとともに、現行の仮徴収額の変更処理や被保険者資格喪失の月次処理を踏まえて設定している。（具体的なスケジュールについては次頁を参照。）

特別徴収の開始時期の複数化に伴う事務スケジュール

●社会保険庁・市町村間

対象者 (隔月捕捉)	徴収対象者の通知時期 <年金保険者→市町村>	徴収依頼の通知時期 <市町村→年金保険者>	特別徴収の開始月
4月捕捉（年次処理）	5月31日まで	7月27日まで	10月
6月捕捉	8月10日まで	10月20日まで	12月
8月捕捉	10月10日まで	12月20日まで	2月
10月捕捉	12月10日まで	2月20日まで	4月
12月捕捉	2月10日まで	4月20日まで	6月
2月捕捉	4月10日まで	6月20日まで	8月

●地方公務員共済組合連合会・市町村間

対象者 (隔月捕捉)	徴収対象者の通知時期 <年金保険者→市町村>	徴収依頼の通知時期 <市町村→年金保険者>	特別徴収の開始月
4月捕捉（年次処理）	5月31日まで	7月31日まで	10月
6月捕捉	8月25日まで	10月25日まで	12月
8月捕捉	10月25日まで	12月25日まで	2月
10月捕捉	12月25日まで	2月25日まで	4月
12月捕捉	2月25日まで	4月25日まで	6月
2月捕捉	4月25日まで	6月25日まで	8月

注1) 点線の矢印については、市町村の判断により特別徴収の開始月を待機した場合のスケジュールを表す。

注2) 通知期限日が行政機関の閉庁日の場合は、その前日となる。

注3) 仮徴収額の変更に係る通知時期については下記のとおりとなる。

- ・市町村→社会保険庁：6月仮徴収額の変更 4月20日まで 8月仮徴収額の変更 6月20日まで
- ・市町村→地共済連合会：6月仮徴収額の変更 4月25日まで 8月仮徴収額の変更 6月25日まで

2. 特別徴収の対象となる年金額の見込額の算定方法

- 特別徴収の対象となる年金額（年額18万円）の判定に当たり、法第134条第2項から第6項までに規定する新たな捕捉時期ごとに、年金保険者は1年間の受給額に相当する年金額（以下「年間受給相当額」という。）を算定する必要がある。
- 具体的には、捕捉された月の翌々月から翌年5月末（把握された月の翌々月が翌年となる場合は、同年5月末）までの間に支払を受けるべき老齢等年金給付の総額を、実際に年金を受け取る月数で除して得た額に12を乗じて得た額を年間受給相当額とする。

(1) 6月捕捉の場合

年間受給相当額＝8月1日から翌年5月31日までに支払われる

$$\text{年金額の総額 (10か月分)} \div 10 \times 12$$

(2) 8月捕捉の場合

年間受給相当額＝10月1日から翌年5月31日までに支払われる

$$\text{年金額の総額 (8か月分)} \div 8 \times 12$$

(3) 10月捕捉の場合

年間受給相当額＝12月1日から翌年5月31日までに支払われる

$$\text{年金額の総額 (6か月分)} \div 6 \times 12$$

(4) 12月捕捉の場合

年間受給相当額＝翌年2月1日から5月31日までに支払われる

$$\text{年金額の総額 (4か月分)} \div 4 \times 12$$

(5) 2月捕捉の場合

年間受給相当額＝翌年4月1日から5月31日までに支払われる

$$\text{年金額の総額 (2か月分)} \div 2 \times 12$$

- なお、年間受給相当額を算定した結果、1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額を年間受給相当額とする。

3. 支払回数割保険料額の見込額の算定方法

- 仮徴収（4月・6月・8月）から特別徴収が開始される場合、市町村は法第135条第3項に基づき、支払回数割保険料額の見込額を徴収することとしており、これを算定する必要がある。
- 具体的には、前年度の保険料額（年額）を12か月（※）で除して得た額に、本年度仮徴収によって保険料を徴収する月数を乗じて得た額について、当該老齢等年金給付の支払回数（仮徴収が行われる期間に限る。）で除して得た額を、支払回数割保険料額の見込額とする。

(1) 4月から特別徴収が開始される場合

支払回数割保険料額の見込額

$$= \text{前年度の保険料額（年額）} \div 12 \text{（※）} \times 6 \div 3 \text{（4月1日から9月30日までの間における当該老齢等年金給付の支払回数）}$$

(2) 6月から特別徴収が開始される場合

支払回数割保険料額の見込額

$$= \text{前年度の保険料額（年額）} \div 12 \text{（※）} \times 4 \div 2 \text{（6月1日から9月30日までの間における当該老齢等年金給付の支払回数）}$$

(3) 8月から特別徴収が開始される場合

支払回数割保険料額の見込額

$$= \text{前年度の保険料額（年額）} \div 12 \text{（※）} \times 2 \div 1 \text{（8月1日から9月30日までの間における当該老齢等年金給付の支払回数）}$$

(※) 12とすることが適当でないと認められる市町村においては、1以上12以下の範囲内において市町村が定める数とする。

- 現行制度の仮徴収と同様、6月及び8月の徴収額について、支払回数割保険料額の見込額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とすることができる。

具体的には、上記(1)の6月及び8月の徴収額、(2)の8月の徴収額について、支払回数割保険料額の見込額にかかわらず、保険料額の引き上げ等の事情を勘案して市町村が設定することが可能である。

以上

介護保険法施行令の一部を改正する政令案新旧対照表

○ 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章～第五章 (略)	第一章～第五章 (略)
第六章 保険料 (第三十八条～第四十五条の七)	第六章 保険料 (第三十八条～第四十五条の二)
第七章～第九章 (略)	第七章～第九章 (略)
附則	附則
<p>(法第八条第二項及び第八条の二第二項の政令で定める者)</p> <p>第三条 法第八条第二項及び第八条の二第二項の政令で定める者は、次の各号に掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下この条において「養成研修修了者」という。)とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 都道府県知事が指定する者(以下この条において「介護員養成研修事業者」という。)の行う研修であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの(以下この条において「介護員養成研修」という。) 当該介護員養成研修事業者</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(介護予防福祉用具購入費の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法)</p> <p>第二十六条 法第五十六条第七項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、現に法第八条の二第十三項に規定する特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額の百分の九十に相当する</p>	<p>(法第八条第二項及び第八条の二第二項の政令で定める者)</p> <p>第三条 法第八条第二項及び第八条の二第二項の政令で定める者は、次の各号に掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下この条において「養成研修修了者」という。)とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 都道府県知事が指定する者(以下この条において「介護員養成研修事業者」という。)の行う研修であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの(以下この条において「介護員養成研修」という。) 当該訪問介護員養成研修事業者</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(介護予防福祉用具購入費の支給額の合計額が支給限度額を超過する場合の当該支給額の算定方法)</p> <p>第二十六条 法第五十六条第七項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、現に法第八条の二第十三項に規定する特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額の百分の九十に相当する</p>

額から、当該額を当該介護予防福祉用具の購入に係る介護予防福祉用具購入費として支給するものとした場合における同条第四項に規定する総額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額とする。

(特別徴収の対象となる年金額)

第四十一条 法第百三十四条第一項第一号及び第二項から第六項までに規定する政令で定める額は、十八万円とする。

(特別徴収対象年金給付の順位)

第四十二条 法第百三十五条第六項の規定により、同一の同条第五項に規定する特別徴収対象被保険者について同条第六項に規定する特別徴収対象年金給付が二以上ある場合には、次に掲げる順序に従い、先順位の老齢等年金給付（法第百三十一条に規定する老齢等年金給付をいう。以下この条において同じ。）について保険料を徴収させるものとする。ただし、新たに先順位となるべき老齢等年金給付を受ける権利の裁定を受け、当該老齢等年金給付の支払を受けることとなつたときは、当該裁定のあつた日の属する年度の翌年度の九月三十日までの間は、現に徴収させていざる当該老齢等年金給付について引き続き保険料を徴収させるものとする。

一〇四十 (略)

(特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合等における市町村による通知に関する読み替え)

第四十三条 法第百三十八条第二項（法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による法第百三十六条第四項から第六項までの規定の準用については、同条第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「第一百三十八条第一項（第一百四十

額から、当該額を当該法第八条の二第十三項に規定する特定介護予防福祉用具の購入に係る介護予防福祉用具購入費として支給するものとした場合における同条第四項に規定する総額から同項に規定する百分の九十に相当する額を控除して得た額を控除して得た額とする。

(法第百三十四条第一項第一号の政令で定める額)

第四十一条 法第百三十四条第一項第一号の政令で定める額は、十八万円とする。

(特別徴収対象年金給付の順位)

第四十二条 法第百三十五条第三項の規定により、同一の同条第二項に規定する特別徴収対象被保険者について同条第三項に規定する特別徴収対象年金給付が二以上ある場合には、次に掲げる順序に従い、先順位の老齢等年金給付（法第百三十一条に規定する老齢等年金給付をいう。）について保険料を徴収させるものとする。

一〇四十 (略)

(特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合等における市町村による通知に関する読み替え)

第四十三条 法第百三十八条第二項（法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による法第百三十六条第四項から第六項までの規定の準用については、同条第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「第一百三十八条第一項」と、「当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに」とある

条第三項において準用する場合を含む。)」と、「当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに」とあるのは「特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合その他同項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当するに至つたときは、速やかに」と読み替えるものとする。

(仮徴収に関する読み替え)

第四十四条 法第一百四十条第三項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	字句	読み替えられる	読み替える字		
第一項 第百三十六条	第一項 第百三十四条第	第一項の規定によ る通知が行われ た場合において 前条第一項並 びに第五項及び 第六項(同条第 一項に係る部分 に限る。)の規 定により特別徴 収の方法によつ て保険料を徴収 しようとすると しようとする	第十一条第一項の 規定による特 別徴収に係る 場合	句(法第一百四 十条第一項の 規定による特 別徴収に係る 場合)	読み替える字
第一項 第百三十六条	第一項 第百四十条第	第一項の規定によ る通知が行われ た場合において 前条第一項並 びに第五項及び 第六項(同条第 一項に係る部分 に限る。)の規 定により特別徴 収の方法によつ て保険料を徴収 しようとすると しようとする	第十一条第二項の 規定による特 別徴収に係る 場合	句(法第一百四 十条第二項の 規定による特 別徴収に係る 場合)	読み替える字
第一項 第百三十六条	第一項 第百四十条第	第一項の規定によ る通知が行われ た場合において 前条第一項並 びに第五項及び 第六項(同条第 一項に係る部分 に限る。)の規 定により特別徴 収の方法によつ て保険料を徴収 しようとすると しようとする	第十一条第一項の 規定による特 別徴収に係る 場合	句(法第一百四 十条第一項の 規定による特 別徴収に係る 場合)	読み替える字

(仮徴収に関する読み替え)

第四十四条 法第一百四十条第三項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	字句	読み替えられる	読み替える字
第一項 第百三十六条	前条		
第一項 第百四十条第	第一項 第百四十条第	支払回数割保 险料額に相当 する額	支払回数割保 险料額に相当 する額
第一項 第百四十条第	二項 第百四十条第	支払回数割保 险料額に相当 する額	支払回数割保 险料額に相当 する額
第一項 第百四十条第	二項 第百四十条第	支払回数割保 险料額に相当 する額(当該 額によること が適当でない と認められる 特別な事情が ある場合にお いては、所得 の状況その他	支払回数割保 险料額に相当 する額(当該 額によること が適當でない と認められる 特別な事情が ある場合にお いては、所得 の状況その他

のは「特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合その他同項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当するに至つたときは、速やかに」と読み替えるものとする。

五項	第四項及び第五項	第一百三十六条		第三項	第一百三十六条规定									
	第一項		年八月三十日まで	第一項					支払回数割保 料額	支払回数割保 险料額に相当	支払回数割保 险料額に相当	支払回数割保 险料額に相当	支払回数割保 险料額に相当	き
準用する第一項において	三百四十四条第一項において	第一百四十条第一項において	年八月三十日まで	第二項	第三項において	第一百四十条第一項において	第三項において	定める額とする。以下同じ。	して市町村がの事情を勘案する。以下同じ。	いては、所得の状況その他の事情を勘案する。以下同じ。	ある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案する。以下同じ。	と認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案する。以下同じ。	が適当でないが適當でない	額によること額によること
準用する第一項において	三百四十四条第一項において	第一百四十条第一項において	年四月二十日まで	第三項	第三項において	第一百四十条第一項において	第三項において	第一項	支払回数割保 料額	支払回数割保 险料額に相当	支払回数割保 险料額に相当	支払回数割保 险料額に相当	支払回数割保 险料額に相当	する額(当該

第一百三十八条	第一項	第七項及び第八条第一項	第一百三十七条		第一項	第一百三十七条	第六項まで	第四項から第六項まで	第三項	第一百三十六条				
特別徴収対象保		支払回数割保 料額	支払回数割保 险料額に相当	三十日まで	三十一日まで	当該年の十月一日から翌年三月三十日まで	支払回数割保 料額	支払回数割保 险料額に相当	三十日まで	年八月三十日まで	年八月三十日まで	年四月三十日まで	年四月三十日まで	の事情を勘案する。以下同じ。
第一百四十条第一項		する額	支払回数割保 险料額に相当	まで	五月三十一日	当該年度の初日からその日の属する年の	支払回数割保 料額	支払回数割保 险料額に相当	まで	年四月三十日まで	年四月三十日まで	年四月三十日まで	年四月三十日まで	して市町村がの事情を勘案する。以下同じ。
第一百四十条第一項		する額	支払回数割保 险料額に相当			当該年の六月一日から九月三十日まで	支払回数割保 料額	支払回数割保 险料額に相当						

				第一項 第一百三十七条					第六項 第一百三十六条				
				前条第一項	日まで	年七月三十日	第一項	年七月三十日	日まで	年七月三十日	年七月三十日	項目	
三十一日まで	日から翌年三月	当該年の十月一	支払回数割保険料額	第一項 第一百四十条第三項において 準用する前条	月三十一日まで	年の前年の七月三十日	第一項 第一百四十条第三項において 準用する第一項	月三十一日まで	年の前年の七月三十日	月三十一日まで	年の前年の七月三十日	項目	
まで	五月三十一日	日からその日の属する年の三十一日まで	当該年度の初一日から九月三十日まで	支払回数割保険料額に相当する額	第一項 第一百四十条第三項において 準用する前条	年四月二十日五日まで	第一項 第一百四十条第三項において 準用する第一項	年四月二十日五日まで	年四月二十日五日まで	年四月二十日五日まで	年四月二十日五日まで	項目	

第三項	險料額	一項の規定により特別徴収の方法による徴収する保険料額	二項の規定により特別徴収の方法による徴収する保険料額

		第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項	第十一項	第十二項	第十三項	第十四項	第十五項	第十六項	第十七項	第十八項	第十九項
料額	支払回数割保険	一項	二項	三項	四項	五項	六項	七項	八項	九項	十項	十一項	十二項	十三項	十四項	十五項	十六項	十七項	十八項	十九項
支払回数割保	險料額に相当	項	三十六条第一	三百四十二条第一																
支払回数割保	險料額に相当	項	三十六条第一	三百四十二条第一																

第三項	第一百三十八条	第一項	前項	する額
第三項	第一百三十九条第 三項	前項	第三項において 準用する第一項	第三項において 準用する前項
前項	第一百四十四条第 三項において 準用する前項	第一百四十条第 三項において 準用する前項	第一百四十条第 三項において 準用する第一項	第一百四十条第 三項において 準用する前項

(四月一日後の事項の通知に係る特別徴収額の通知等の取扱い)

第四十五条の二 法第一百三十六条から第一百三十八条まで及び第一百四十条の規定は、法第一百三十四条第二項の規定による通知が行われた場合において、法第一百三十五条第二項並びに第五項及び第六項(同条第二項に係る部分に限る。)の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合に

において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三項 第一百三十六条		第一項 第一百三十六条	第二項 第一百三十六条	第一項 第一百三十四条第一項	第二項 第一百三十四条第二項
八月三十一日	第一項 令第四十五条の二第一項 において準用する第一項	から、前条第三項並びに第一百四十条第一項及び第二項の規定により当該年の四月一日から九月三十日までの間に徴収される保険料額の合計額を控除して得た額を当該年の十月一日	前項 介護保険法施行令（以下「令」という。）第四十五条の二第一項において準用する前項	を、当該年の十二月一日	前条第二項 介護保険法施行令（以下「令」という。）第四十五条の二第一項において準用する前項
十月二十日					

五百三十六条 第一項	五百三十六条 第四項及び第 五項	五百三十六条 第六項	五百三十六条 第七項	五百三十七条 第六項	五百三十七条 第五項及び第 六項	五百三十七条 第三項	五百三十七条 第二項	五百三十七条 第一項	前項	十月一日	十月二十一日	七月三十日	七月三十日	七月三十日	七月三十日	七月三十日	七月三十日	七月三十日
五百三十六条第一項	五百三十六条第一項	五百三十六条第一項	五百三十七条	五百三十七条	五百三十七条	五百三十七条	五百三十七条	五百三十七条	前項	十月一日	十月二十一日	七月三十日	七月三十日	七月三十日	七月三十日	七月三十日	七月三十日	七月三十日
令第四十五条の二第一項 において準用する第一項	令第四十五条の二第一項 において準用する前項	令第四十五条の二第一項 において準用する前項	令第四十五条の二第一項 において準用する前項	十一月一日	十一月二十一日	十月二十五日	十月二十日	十月二十日	十月二十日	十月二十日	十月二十日	十月二十日						

第一項	第二項 第一百三十八条	第三項 第一百三十八条	第四項 第一百三十八条	第五項 第一百四十四条第一項
十六条第一項 において準用する第百三 六条第一項	前項	これらの規定に關し 必要な技術的読み替え は、政令で定める	第六項までの規定中「第 一項」とあるのは「令第 四十五条の二第一項にお いて準用する第百三十八 条第一項」と、「当該年 度の初日の属する年の七 月三十日までに」とあ るは「特別徴収対象被 保険者が被保険者資格を 喪失した場合その他同項 に規定する厚生労働省令 で定める場合に該当する に至つたときは、速やか に」と読み替えるものと する	令第四十五条の二第一項 において準用する前項
十一月一日 において準用する第百三 六条第一項	前項	第一項	十一月一日 において準用する前項	十一月一日 において準用する前項

2

一項							
	第百三十六条第一項	令第四十五条の二第一項 において準用する第百三 十六条第一項					
前項	令第四十五条の二第一項 において準用する前項						
前項	令第四十五条の二第一項 において準用する第一項	令第四十五条の二第一項 において準用する前項					
前項	令第四十五条の二第一項 において準用する第二項	令第四十五条の二第一項 において準用する第一項	前項				
四項	第百四十一条第 三百項	第百四十一条第 二項	第百四十一条第 二項				
法の規定中読み替える規定	前項において準用する法第百四十条第三項の規定による技術的 読み替えは、次の表のとおりとする。						
字句	第二項	前項	第一項				
読み替えられる							
収に係る場合	法第一百四十条 第一項の規定 による特別徵	句(前項において準用する) 読み替えられる字	句(前項において準用する) 読み替えられる字	句(前項において準用する) 読み替えられる字	句(前項において準用する) 読み替えられる字	句(前項において準用する) 読み替えられる字	句(前項において準用する) 読み替えられる字

第一百三十六條
第一項

		第六項		第一百三十六条		第五項		第四項及び第		第三項		第一百三十六条	
日まで	年の七月三十一	第一項	日まで	年の七月三十一	第一項	日まで	年の八月三十一	第一項	日まで	年の八月三十一	第一項	令第四十五条の二第一項における第一項	令第四十五条の二第一項における第一項
で	月三十一日ま	年の前年の七月の第一項に於いて準用する第一項	令第四十五条の二第一項に於いて準用する第一項	月三十一日ま	年の前年の七月の第一項に於いて準用する第一項	月三十一日ま	年の前年の八月三十一日ま	令第四十五条の二第一項に於いて準用する第一項	月三十一日ま	年の前年の八月三十一日ま	令第四十五条の二第一項に於いて準用する第一項	令第四十五条の二第一項における第一項	令第四十五条の二第一項における第一項
五日まで	年の四月二十	年の四月二十の第一項に於いて準用する第一項	令第四十五条の二第一項に於いて準用する第一項	日まで	年の四月二十	日まで	年の四月二十	令第四十五条の二第一項に於いて準用する第一項	日まで	年の四月二十	令第四十五条の二第一項に於いて準用する第一項	令第四十五条の二第一項における第一項	令第四十五条の二第一項における第一項

第一項 第百三十七条										前条第一項
六項 第五百項及び第六百三十七条		第三項 第一百三十七条		第二項 第一百三十七条		当該年の十月一日から翌年三月三十日まで		支払回数割保険料額		前条第一項
る前項	おいて準用する	の二第一項に令第四十五条の二第一項における第一項において準用する	の二第一項に令第四十五条の二第一項における第一項において準用する	る前項において準用する	の二第一項に令第四十五条の二第一項における第一項において準用する	まで	五月三十一日	当該年度の初日からその日の属する年の三十日まで	支払回数割保険料額に相当する額	の二第一項に令第四十五条の二第一項における前条第一項
る前項	おいて準用する	の二第一項に令第四十五条の二第一項における第一項において準用する	の二第一項に令第四十五条の二第一項における第一項において準用する	る前項において準用する	の二第一項に令第四十五条の二第一項における第一項において準用する	まで	一日から九月三十日まで	当該年の六月一日から九月三十日まで	支払回数割保険料額に相当する額	の二第一項に令第四十五条の二第一項における前条第一項

第一項		令第四十五条 の二第一項に おいて準用す る第一項		令第四十五条 の二第一項に おいて準用す る第一項		第一項		第一項		第一項		第七項			
第三項 第一百三十八条		第二項 第一百三十八条		第一項 前項		料額 支払回数割 保険		第一項 第一百三十六条第 一項		第一項 第一百三十六条 の二第一項に おいて準用す る第一項		第一項 第一百三十六条 の二第一項に おいて準用す る第一項		第一項 第一百三十八条	
特別徴収対象保	令第四十五条 の二第一項に おいて準用す る第一項	令第四十五条 の二第一項に おいて準用す る前項	令第四十五条 の二第一項に おいて準用す る前項	令第四十五条 の二第一項に おいて準用す る前項	令第四十五条 の二第一項に おいて準用す る前項	支 料 額	支 払 回 数 割 保 険	支 料 額	支 払 回 数 割 保 険	支 料 額	支 払 回 数 割 保 険	支 料 額	支 払 回 数 割 保 険	支 料 額	支 払 回 数 割 保 険
令第四十五条	令第四十五条 の二第一項に おいて準用す る第一項	令第四十五条 の二第一項に おいて準用す る前項	令第四十五条 の二第一項に おいて準用す る前項	令第四十五条 の二第一項に おいて準用す る前項	令第四十五条 の二第一項に おいて準用す る前項	支 料 額	支 払 回 数 割 保 険	支 料 額	支 払 回 数 割 保 険	支 料 額	支 払 回 数 割 保 険	支 料 額	支 払 回 数 割 保 険	支 料 額	支 払 回 数 割 保 険

												の二第一項に おいて準用す る第百四十条 第一項の規定 により特別徵 収の方法によ つて徵収する 保険料額		
												の二第一項に おいて準用す る第百四十条 第二項の規定 により特別徵 収の方法によ つて徵収する 保険料額		
同条第一項	前条第一項	第一百三十四条第一項	第一百三十六条	第一百三十九条第三項	第一百三十八条	第四十五条の三	法第百三十六条规定から第百三十八条まで及び第百四十二条の規定は、法第百三十四条第三項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五条第二項並びに第五項及び第六項（同条第二項に係る部分に限る。）の規定により特別徵収の方法によって保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項	保険料額	保険料額	の二第一項に おいて準用す る第百四十条 第一項の規定 により特別徵 収の方法によ つて徵収する 保険料額	の二第一項に おいて準用す る第百四十条 第二項の規定 により特別徵 収の方法によ つて徵収する 保険料額
同条第二項	前条第二項	第一百三十四条第三項	第一百三十六条	第一百三十九条第三項	第一百三十八条	第四十五条の三	法第百三十六条规定から第百三十八条まで及び第百四十二条の規定は、法第百三十四条第三項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五条第二項並びに第五項及び第六項（同条第二項に係る部分に限る。）の規定により特別徵収の方法によって保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項	保険料額	保険料額	の二第一項に おいて準用す る第百四十条 第一項の規定 により特別徵 収の方法によ つて徵収する 保険料額	の二第一項に おいて準用す る第百四十条 第二項の規定 により特別徵 収の方法によ つて徵収する 保険料額
同条第一項	前条第一項	第一百三十四条第一項	第一百三十六条	第一百三十九条第三項	第一百三十八条	第四十五条の三	法第百三十六条规定から第百三十八条まで及び第百四十二条の規定は、法第百三十四条第三項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五条第二項並びに第五項及び第六項（同条第二項に係る部分に限る。）の規定により特別徵収の方法によって保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項	保険料額	保険料額	の二第一項に おいて準用す る第百四十条 第一項の規定 により特別徵 収の方法によ つて徵収する 保険料額	の二第一項に おいて準用す る第百四十条 第二項の規定 により特別徵 収の方法によ つて徵収する 保険料額
同条第二項	前条第二項	第一百三十四条第三項	第一百三十六条	第一百三十九条第三項	第一百三十八条	第四十五条の三	法第百三十六条规定から第百三十八条まで及び第百四十二条の規定は、法第百三十四条第三項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五条第二項並びに第五項及び第六項（同条第二項に係る部分に限る。）の規定により特別徵収の方法によって保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項	令第四十五条の二第一項において準用する前項	保険料額	保険料額	の二第一項に おいて準用す る第百四十条 第一項の規定 により特別徵 収の方法によ つて徵収する 保険料額	の二第一項に おいて準用す る第百四十条 第二項の規定 により特別徵 収の方法によ つて徵収する 保険料額

第一百三十六条
第二項

前項

介護保険法施行令（以下
「令」という。）第四十
五条の三第一項において
準用する前項

から、前条第三項並
びに第一百四十四条第一
項及び第二項の規定

により当該年の四月
一日から九月三十日
までの間に徴収され
る保険料額の合計額
を控除して得た額を
、当該年の十月一日
から翌年

を、当該年の翌年の二月
一日から

第一百三十六条
第三項

第一項

令第四十五条の三第一項
において準用する第一項

八月三十一日

十二月二十日

第一百三十六条
第四項及び第五
項

第一項

令第四十五条の三第一項
において準用する第一項

七月三十一日

十二月二十日

第一百三十六条
第六項

第一項

令第四十五条の三第一項
において準用する第一項

七月三十一日

十一月二十五日

第一百四十条第一項	第二項	第一項	第一百四十四条第一項	第一百三十八条	第四項	第三項	第一百三十八条	
前二項	前項		第一百三十六条第一項	十月一日から翌年	前項	第一項		四十五条の三第一項において準用する第一百三十八条第一項」と、「当該年度の初日の属する年の七月三十日までに」とあるのは「特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合その他同項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当するに至ったときは、速やかに」と読み替えるものとする
令第四十五条の三第一項	令第四十五条の三第一項において準用する前項	十六条第一項	令第四十五条の三第一項において準用する第一百三十六条第一項	翌年の二月一日	令第四十五条の三第一項において準用する前項	令第四十五条の三第一項において準用する第一項		

三項			
第四項	第一百四十条第一項	第一項	において準用する前二項
	令第四十五条の三第一項	前項	において準用する第一項
	令第四十五条の三第一項	第二項	において準用する前項
	令第四十五条の三第一項	第一項	において準用する第一項
	令第四十五条の三第一項	第二項	において準用する第二項

前項において準用する法第一百四十条第三項の規定による技術的
読み替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定		読み替えられる字句		読み替えられる字句（前項における特別徴収に係る場合）		読み替えられる字句（前項における特別徴収に係る場合）		読み替えられる字句（前項における特別徴収に係る場合）		読み替えられる字句（前項における特別徴収に係る場合）	
第一項	第一百三十六条规定										
第六項（同条第一項並びに第五項及び前条第一項並びに第五項並びにより特別徴収の方法によること）	第一百三十四条第一項の規定による通知が行われた場合において準用する第一百四十条第一項の規定による特別徴収の方法によること	令第四十五条の三第一項における特別徴収に係る場合	法第一百四十条第一項の規定による特別徴収に係る場合	法第一百四十条第一項の規定による特別徴収に係る場合	法第一百四十条第一項の規定による特別徴収に係る場合	法第一百四十条第一項の規定による特別徴収に係る場合	法第一百四十条第一項の規定による特別徴収に係る場合	法第一百四十条第一項の規定による特別徴収に係る場合	法第一百四十条第一項の規定による特別徴収に係る場合	法第一百四十条第一項の規定による特別徴収に係る場合	法第一百四十条第一項の規定による特別徴収に係る場合

第三項		第一百三十六條											
年の八月三十一	第一項			支 料額	支 払回数割 保 険			支 料額	支 払回数割 保 険			一項に係る部分 に限る。)の規 定により特別徵 収の方法によつ て保険料を徵収 しようとすると き	つて保険料を 徵収しようと する場合にお いて
年の前年の八 月三十日	第一項 おいて準用す る第一項	令第四十五 条の三第一項に おいて準用す る第一項	令第四十五 条の三第一項に おいて準用す る第一項	する額 に相当	支 払回数割 保 険			支 料額	支 払回数割 保 険			つて保険料を 徵収しようと する場合にお いて	
年の四月二十 日	第一項 おいて準用す る第一項	令第四十五 条の三第一項に おいて準用す る第一項	令第四十五 条の三第一項に おいて準用す る第一項	する。以下同じ	定める額とす る。以下同じ	して市町村が の事情を勘案 の状況その他 のことは、所得 特別な事情が ある場合にお ける場合に該 額によること が適當でない と認められる 額によること (当該		支 払回数割 保 険	支 払回数割 保 険			つて保険料を 徵収しようと する場合にお いて	

第一項 第一百三十七条			第六項 第一百三十六条			第五項 第四項及び第 一百三十六条			第一項 日まで		
料額 支払回数割保 險	前条第一項	年七月三十一日まで	第一項 令第四十五条 の三第一項に おいて準用す る第一項	年七月三十一日まで	第一項 令第四十五条 の三第一項に おいて準用す る第一項	年七月三十一日まで	第一項 令第四十五条 の三第一項に おいて準用す る第一項	年七月三十一日まで	第一項 令第四十五条 の三第一項に おいて準用す る第一項	月三十一日ま 日まで	月三十一日ま 日まで
する額 險料額に相当 支払回数割保 險	る前条第一項	令第四十五条 の三第一項に おいて準用す る第一項	月三十一日ま 年七月三十一日まで	年七月三十一日まで	令第四十五条 の三第一項に おいて準用す る第一項	月三十一日ま 年四月二十日まで	年四月二十日まで	年四月二十日まで	年四月二十日まで	月三十一日ま 日まで	月三十一日ま 日まで
する額 險料額に相当 支払回数割保 險	る前条第一項	令第四十五条 の三第一項に おいて準用す る第一項	五日まで	年四月二十日まで	令第四十五条 の三第一項に おいて準用す る第一項	五日まで	年四月二十日まで	年四月二十日まで	年四月二十日まで	月三十一日ま 日まで	月三十一日ま 日まで

		第七項		第六項		第三項		第二項		第一項		前項		三十一日まで		当該年の中十月一日から翌年三月	当該年度の初日からその日までの属する年の五月三十一日	当該年の六月一日から九月三十日まで
料額	支払回数割保	第一項		前項														
する額	支払回数割保に相当する額	第一項	の三第一項において準用する第一項	令第四十五条	の三第一項ににおいて準用する第一項	令第四十五条	の三第一項ににおいて準用する前項	令第四十五条	の三第一項ににおいて準用する第一項	令第四十五条	の三第一項ににおいて準用する前項	令第四十五条	の三第一項ににおいて準用する前項	令第四十五条	の三第一項ににおいて準用する前項	令第四十五条	の三第一項ににおいて準用する前項	令第四十五条
する額	支払回数割保に相当する額	第一項	の三第一項において準用する第一項	令第四十五条	の三第一項ににおいて準用する第一項	令第四十五条	の三第一項ににおいて準用する前項	令第四十五条	の三第一項ににおいて準用する第一項	令第四十五条	の三第一項ににおいて準用する前項	令第四十五条	の三第一項ににおいて準用する前項	令第四十五条	の三第一項ににおいて準用する前項	令第四十五条	の三第一項ににおいて準用する前項	令第四十五条

第一項 第百三十八条										第一項 第百三十六条										第一項 第百三十五条												
第三項 第百三十八条										第二項 第百三十八条										前項												
一項										支払回数割保										料額												
保險料額	つて徴収する	収の方法によ	により特別徴	第一項の規定	る第一項に	おいて準用す	の三第一項に	令第四十五条	る第一項	おいて適用す	の三第一項に	令第四十五条	の三第一項に	令第四十五条	の三第一項に	令第四十五条	の三第一項に	令第四十五条	の三第一項に	前項	おいて準用す	の三第一項に	令第四十五条	の三第一項に	おいて準用す	の三第一項に	令第四十五条	の三第一項に	おいて準用す	の三第一項に	令第四十五条	
保險料額	つて徴収する	収の方法によ	により特別徴	第一項の規定	る第一項に	おいて準用す	の三第一項に	令第四十五条	る第一項	おいて準用す	の三第一項に	令第四十五条	の三第一項に	令第四十五条	の三第一項に	令第四十五条	の三第一項に	令第四十五条	の三第一項に	前項	おいて準用す	の三第一項に	令第四十五条	の三第一項に	おいて準用す	の三第一項に	令第四十五条	の三第一項に	おいて準用す	の三第一項に	令第四十五条	

		令第四十五条 の三第一項に おいて準用す る前項	令第四十五条 の三第一項に おいて準用す る前項
	第四十五条の四 法第一百三十六条から第一百三十九条まで（法第一百三十六条第二項を除く。）の規定は、法第一百三十四条第二項若しくは第三項の規定による通知が行われた場合（法第一百三十五条第二項の規定により当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によって徴収する場合を除く。）又は法第一百三十四条第四項の規定による通知が行われた場合において、法第一百三十五条第三項並びに第五項及び第六項（同条第三項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第四十五条の四 法第一百三十六条から第一百三十九条まで（法第一百三十六条第二項を除く。）の規定は、法第一百三十四条第二項若しくは第三項の規定による通知が行われた場合（法第一百三十五条第二項の規定により当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によって徴収する場合を除く。）又は法第一百三十四条第四項の規定による通知が行われた場合において、法第一百三十五条第三項並びに第五項及び第六項（同条第三項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第四十五条の四 法第一百三十六条から第一百三十九条まで（法第一百三十六条第二項を除く。）の規定は、法第一百三十四条第二項若しくは第三項の規定による通知が行われた場合（法第一百三十五条第二項の規定により当該通知に係る第一号被保険者に対して課する当該年度の保険料の一部を特別徴収の方法によって徴収する場合を除く。）又は法第一百三十四条第四項の規定による通知が行われた場合において、法第一百三十五条第三項並びに第五項及び第六項（同条第三項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
前条第一項	第一百三十六条 第一項	第一百三十四条第一項	第一百三十四条第一項
前条第三項	第一百三十四条第四項	第一百三十四条第二項 くは第三項の規定による 通知が行われた場合（前 条第二項の規定により当 該通知に係る第一号被保 険者に対して課する当該 年度の保険料の一部を特 別徴収の方法によって徴 収する場合を除く。）又 は第一百三十四条第四項	第一百三十四条第二項 くは第三項の規定による 通知が行われた場合（前 条第二項の規定により当 該通知に係る第一号被保 険者に対して課する当該 年度の保険料の一部を特 別徴収の方法によって徴 収する場合を除く。）又 は第一百三十四条第四項

第一百三十七条		第五項	第六項	第七項	第八項	第九項	第十項	第十一項	第十二項	同条第一項
前条第一項	七月三十一日	第一項	七月三十一日	第一項	八月三十一日	翌年の二月二十日	第一項	介護保険法施行令（以下「令」という。）第四十五条の四において準用する第一項	支払回数割保険料額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。以下同じ。）	同条第三項
令第四十五条の四において準用する第一項	翌年の二月二十五日	令第四十五条の四において準用する第一項	令第四十五条の四において準用する第一項	令第四十五条の四において準用する第一項	八月三十一日	翌年の二月二十日	第一項	支払回数割保険料額の見込額（当該額によることが適當でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。以下同じ。）	支払回数割保険料額の見込額（当該額によることが適當でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。以下同じ。）	同条第一項

第一項		支払回数割保険料額		支払回数割保険料額の見込額		て準用する前条第一項	
第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項
支払回数割保険料額	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額
支払回数割保険料額の見込額	支払回数割保険料額の見込額	支払回数割保険料額の見込額	支払回数割保険料額の見込額	支払回数割保険料額の見込額	支払回数割保険料額の見込額	支払回数割保険料額の見込額	支払回数割保険料額の見込額
第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	第七項	第八項
第一百三十八条	第一百三十六条第一項	第一百三十七条	第一百三十七条	五百三十七條及び第六項	五百三十七條	五百三十七條	五百三十七條
十月一日から翌年三月三十日まで	四月一日から九月三十日まで						

第四項及び第五項	第一百三十八条	第三項	第一百三十八条	第一項	額	特別徴収対象保険料	前項	第二項	第一百三十八条
て準用する前項	令第四十五条の四において準用する前項	額	第一百三十五条第三項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する保険料	第一項	令第四十五条の四において準用する第一項	令第四十五条の四において準用する第一項	これらの規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める	第六項までの規定中「第一項」とあるのは「令第四十五条の四において準用する第一百三十八条第一項」と、「当該年度の初日」の属する年の七月三十日までに」とあるのは「特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合その他同項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当するに至つたときは、速やかに」と読み替えるものとする	第一百三十六条第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは「令第四十五条の四において準用する前項
前項	第一百三十八条	第三項	第一百三十八条	第一項	額	特別徴収対象保険料	前項	第二項	第一百三十八条

百三十九条第三項

第四十五条の五 法第百三十六条から第百三十九条まで（法第百三十六条第二項を除く。）の規定は、法第百三十四条第五項の規定による通知が行われた場合において、法第百三十五条第三項並びに第五項及び第六項（同条第三項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三項 第一百三十六条	第一項 第一百三十六条	第一項 第一百三十四条第一項	第一項 第一百三十四条第五項
第一項 第一百三十四条第一項	同条第一項 前条第一項	同条第三項 前条第三項	同条第三項 前条第三項
介護保険法施行令（以下「令」という。）第四十	支払回数割保険料額 （当該額によること が適当でないと認められ る特別な事情がある場合 においては、所得の状況 その他の事情を勘案して 市町村が定める額とする 。以下同じ。）	支払回数割保険料額の見 込額（当該額によること が適当でないと認められ る特別な事情がある場合 においては、所得の状況 その他の事情を勘案して 市町村が定める額とする 。以下同じ。）	

第三項 第一百三十七条	第二項 第一百三十七条	第一項 前項	支払回数割保険料額 込額	前条第一項 支払回数割保険料額の見 て準用する前条第一項	七月三十一日 四月二十五日	第一項 令第四十五条の五におい て準用する第一項	七月三十一日 四月二十日	第一項 令第四十五条の五におい て準用する第一項	第五項 第四項及び第 一百三十六条	第六項 第一百三十六条	第一項 第一百三十七条	第二項 第一百三十七条	第三項 第一百三十七条	
第一項 令第四十五条の五におい て準用する第一項	前項 令第四十五条の五におい て準用する前項	十月一日から翌年三 月三十一日まで	六月一日から九月三十 日まで											

第六項	第五項及び第六項	第五項	第四十五條の五における準用する前項
第七項	第七項	第一項	令第四十五条の五における準用する第一項
第一百三十七条	第一百三十七条	支払回数割保険料額	支払回数割保険料額の見込額
「被保険者資格を喪失した被保険者」	これららの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める	第一百三十八条	第一百三十八条
「特別徴収対象被保険者」	第一百三十八条	前項	第一百三十六条第一項
「一日までに」とあるのは、「一日の属する年の七月三十日までに」とあるのは、「	第一百三十六条第四項から第六項までの規定中「第一項」とあるのは、「令第四十五条の五において準用する前項」	令第四十五条の五において準用する第一百三十六条	令第四十五条の五において準用する第一百三十六条
「一日までに」とあるのは、「	支払回数割保険料額の見込額	支払回数割保険料額の見込額	支払回数割保険料額の見込額

第三項	第一百三十八条	第一項	た場合その他同項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当するに至つたときは、速やかに」と読み替えるものとする
第三項	第一百三十八条	第一項	令第四十五条の五において準用する第一項
前項	額 特別徴収対象保険料	第百三十五条第三項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する保険料	第百三十五条第三項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する保険料
令第四十五条の五において準用する前項	額	額	額
第一百三十八条	第四項及び第三項	第四項及び第三項	第四項及び第三項
第一百三十九条第一項	第一百三十九条第一項	第一百三十九条第一項	第一百三十九条第一項

第四十五条の六 法第一百三十六条から第一百二十九条まで（法第一百三十六条第二項を除く。）の規定は、法第一百三十四条第六項の規定による通知が行われた場合において、法第一百三十五条第三項並びに第五項及び第六項（同条第三項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収しようとするときに適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六項	第一百三十六条	第五項	第四項及び第	第一百三十六条	第三項	第一百三十六条	第一項	支払回数割保険料額	同条第一項	前条第一項	第一項
七月三十一日	第一項	七月三十一日	第一項	八月三十一日	第一項	六月二十日	介護保険法施行令（以下「令」という。）第四十 五条の六において準用す る第一項	支払回数割保険料額の見 込額（当該額によること が適当でないと認められ る特別な事情がある場合 においては、所得の状況 その他の事情を勘案して 市町村が定める額とする 。以下同じ。）	同条第三項	前条第三項	
六月二十五日	て準用する第一項 令第四十五条の六において 準用する第一項	六月二十日	六月二十日	六月二十日	六月二十日	六月二十日	介護保険法施行令（以下 「令」という。）第四十 五条の六において準用す る第一項	支払回数割保険料額の見 込額（当該額によること が適當でないと認められ る特別な事情がある場合 においては、所得の状況 その他の事情を勘案して 市町村が定める額とする 。以下同じ。）	同条第三項	前条第三項	

第一項 第一百三十八条	第七項 第一百三十七条	六項 第五項及び第 三百三十七条	第三項 第一百三十七条	第二項 第一百三十七条	第一項 十月一日から翌年三 月三十日まで	支払回数割保険料額 前条第一項	第一項 第一百三十七条	前条第一項 令第四十五条の六におい て準用する前条第一項
第一項 第一百三十六条第一項	支払回数割保険料額 第一項	前項	第一項	前項	八月一日から九月三十日 まで	支払回数割保険料額の見 込額	第一項 第一百三十六条第一項	令第四十五条の六におい て準用する前条第一項
第一項 令第四十五条の六におい て準用する第一百三十六条	支払回数割保険料額の見 込額	令第四十五条の六におい て準用する第一項	令第四十五条の六におい て準用する前項	令第四十五条の六におい て準用する第一項	令第四十五条の六におい て準用する前項	令第四十五条の六におい て準用する第一項	第一項 第一百三十六条第一項	第一項 第一百三十六条第一項

		支払回数割保険料額	
		支払回数割保険料額の見込額	
支払回数割保険料額		前項	
額	特別徴収対象保険料	第一項	これら規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める
額	定により特別徴収する保険料	令第四十五条第三項の規定により特別徴収する保険料	第一百三十八条第三項 第六項までの規定中「第一項」とあるのは「令第四十五条の六において準用する第一百三十八条第一項」と、「当該年度の初日」の属する年の七月三十一日までに」とあるのは「特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合その他同項に規定する厚生労働省令で定める場合に該当するに至つたときは、速やかに」と読み替えるものとする

第一百三十八条
第四項及び第
百三十九条第
三項

前項

令第四十五条の六において
準用する前項

（保険料の収納の委託）
第四十五条の二
（略）